

観参第512号の2
令和8年10月1日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる
旅行業者等に対する取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー・ハイヤー事業者」という。）の法令違反への関与が疑われる旅行業者等（旅行サービス手配業者も含む。）に対する指導に資するため、別添の「一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知について」（令和8年10月1日付、国自安第139号、国自旅第87号）に基づき、旅行業者等を所管する関係機関（以下「関係機関」という。）に当該違反事実等を通知することとなった。

ついては、当該通知を受けた登録行政庁は、速やかに当該旅行業者等に対する立入検査を実施するなどして、事実関係を確認し、行政処分など必要な対応を行うこととし、その対応結果について、当該通知を行った地方運輸局等により下記の事項を回報するものとする。

- ① 旅行業者等の登録番号、氏名又は名称及び住所
- ② 貸切バス事業者 又は タクシー・ハイヤー事業者 の氏名又は名称及び住所
- ③ 旅行業者等への対応日
- ④ 旅行業者等への対応部署及び対応内容
- ⑤ 当該旅行業者等の講じた措置
- ⑥ 特記事項